

与党税制改正大綱におけるインボイス負担軽減措置の取り扱いについて

12月19日に与党は2026(令和8)年度税制改正大綱を取りまとめ、発表しました。

この税制改正大綱には、37万筆を超える要請署名や地元国会議員要請行動をはじめ全国の仲間に積極的な取り組みをいただいた「インボイス制度負担軽減措置延長」について2年間の延長を柱とした見直しが盛り込まれました。今後、政府の税制改正大綱、2026年1月に召集が見込まれる通常国会で議論されていきます。

与党税制改正大綱に示されたインボイス負担軽減措置延長の概要は次の通りです。
(与党税制改正大綱の記載をもとに全建総連税金対策部が作成)

【2割特例】

売り上げに対する税額の割合を引き上げたうえで2年間延長

現行	見直しの概要
2026年12月末までで「2割特例」終了 ※2027年1月以降は一般課税又は簡易課税を適用	2026年12月末までは「2割特例」 2027年1月～2028年12月末の2年間は「3割特例」 ※2029年1月以降は一般課税又は簡易課税を適用

【8割控除】

仕入れに対する控除割合の引き下げペースと引き下げ幅を緩やかにして2年間延長

現行	見直しの概要
2026年9月末までは「8割控除」 2026年10月～2029年9月末の3年間は「5割控除」	2026年9月末までは「8割控除」 2026年10月～2028年9月末の2年間は「7割控除」 2028年10月～2030年9月末の2年間は「5割特例」 2030年10月～2031年9月末の1年間は「3割特例」

全建総連が求めた「2割特例」「8割控除」での延長とはならなかったものの、「2割特例」は「3割特例」として2年延長、また、「8割控除」は現行に比べて引き下げペースをなだらかにしたうえでの2年延長となっています。